

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表 < 様式 >

(農林水産省29 -)

政策分野名 【施策名】	林産物の供給及び利用の確保				担当部局名	林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/経営課/森林利用課/整備課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】				
政策の概要 【施策の概要】	森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに環境負荷の少ない社会の実現に資するため、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、木材の安定供給体制の構築、新たな木材需要の創出を推進する。				政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展				
政策に係る内閣の重要政策	森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 林産物の供給及び利用に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策				政策評価実施予定時期	平成30年8月				
施策(1)	木材の安定供給体制の構築									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	施業・林地の集約化、生産性の向上および供給基盤整備等を通じた原木の供給能力の増大、地域の核となる者が原木をとりまとめて供給する体制への転換、需給マッチングの円滑化、地域における森林資源、施設の整備状況等を踏まえながら、製材・合板工場等の規模ごとの強みを活かした木材加工・流通体制の整備、木材製品の品質・性能の確かな木材製品の供給、地域材の高付加価値化に向けた取組を推進する。									
目標 【達成すべき目標】	安定供給体制の構築									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
(ア) 国産材の供給・利用量	24百万m ³ 平成26年度	32百万m ³ 平成32年度	26百万m ³ 27,141千m ³	27百万m ³	29百万m ³	30百万m ³	32百万m ³	林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給体制の構築を図り、原木を供給する能力を増大していく必要がある。このため、国産材の供給・利用量を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)における平成32年の木材供給・利用量の目標32百万m ³ とした。		

施策(2)	新たな木材需要の創出									
施策の目指すべき姿 〔目標設定の考え方根拠〕	新たな木質部材の開発・普及、木質バイオマスエネルギー利用の拡大、さらには、中大規模建築物への木材利用の進展など、木材利用をめぐる潮流を的確に捉え、新たな木材需要の創出に向けた取組を推進する。									
目標 〔達成すべき目標〕	木材需要の創出									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
(ア) 低層の公共建築物 ¹ の木造率	23.2%	平成26年度	30.0%	平成32年度	24.3%	25.5%	26.6%	27.7%	28.9%	国産材の供給・利用量の拡大に向け、「公共建築物等木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が必要である。このため、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において、積極的に木造化を促進するとされている「低層の公共建築物の木造率」を指標として関連施策を推進することとする。 各年度の目標値については、各年度一定割合(1.13%/年)向上させ、平成32年度の30%まで、各年度一定割合(1.13%/年)で増加させることとした。
				26.0% (27年度)						
(イ) 木質バイオマス等燃料材利用量	180.5万m ³	平成26年度	600万m ³	平成32年度	320万m ³	390万m ³	460万m ³	530万m ³	600万m ³	パルプ・チップ用材は、我が国の木材需要量の半分近くを占めており、この分野での地域材の適切な利用を図る必要がある。このため、木質バイオマス等燃料材利用量を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定量(70万m ³ /年)向上させ、平成32年に600万m ³ へ利用量を増加させることとした。
					445.2万m ³					
「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者 ² 数	-		13,000業者	平成32年度	-	3,000業者	7,000業者	11,000業者	13,000業者	違法伐採対策の実効性を確保するためには、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」における登録木材関連事業者数を増加させる必要がある。このため、同法の登録木材関連事業者数を指標として関連施策を推進することとする。 各年度の目標値については、登録木材関連事業者数を法律施行後5年の平成33年度までに15,000業者に増加させることを目標とし、法律施行後4年目の平成32年度に13,000業者とした。
					-					
目標 〔達成すべき目標〕	消費者等の理解の醸成									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
(ア) 「木づかい運動 ³ 」に対する消費者の認知度の向上	27%	平成27年度	37%	平成32年度	29%	31%	33%	35%	37%	国産材利用を拡大していくためには、一般消費者の、木の良さや木材利用の意義への理解を醸成することが必要である。このため、林野庁では平成17年度から国民運動として「木づかい運動」を展開しており、この認知度の向上を指標として関連施策を推進することとする。 各年度の目標値については、各年度で一定割合(2%)で向上させ、平成32年度までに37%まで増加させることとした。
					30%					

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成28年行政事業レ ビュー 事業番号
	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]				
(1) 森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-(7)	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(2) 林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-(7)	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付により、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(3) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年)	-	-	-	-	(1)-(7)	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(4) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	(2)-(7)	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物の建築における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。 同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表、また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省庁に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(5) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年)	-	-	-	-	(2)-(7)	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。 同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。	-
(6) 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-(7) (2)-(7) (2)-(7) (2)-(7) (2)-(7)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(7) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連：29- 3,7,8,12,14,15,16,17,18,19,22)	-	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	10,060 の内数	(1)-(7) (2)-(7) (2)-(7) (2)-(7) (2)-(7)	農山漁村の持つ豊かな自然及び都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の拡大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援する。 この支援措置により、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0200
(8) 国有林野事業 (平成25年度) (関連：29-12,17)	11,475 (10,757)	11,949 (10,445)	11,275 (10,182)	11,542	(1)-(7)	国による直轄事業により、国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進、総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進、素材(丸太)の生産・販売等を実施。 国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営を行い、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことにより土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様な機能の維持増進、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0226
(9) 林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連：29-17,18)	358 (358)	358 (358)	358 (358)	358	(1)-(7)	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動を支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。	0235
(10) 林業信用保証事業交付金 (平成15年度) (主)	309 (309)	309 (309)	309 (309)	309	(1)-(7)	林業者・木材産業者の事業に必要な資金を円滑に融通できるよう、(独)農林漁業信用基金が林業信用保証事業を実施するために必要な経費の一部について支援。 保証料等の負担軽減を行うことにより、林業・木材産業の健全な発展及び林産物の利用の促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0241
(11) 林業施設整備等利子助成事業 (平成23年度) (主)	317 (317)	449 (366)	401 (401)	471	(1)-(3)	森林取得や林業施設の整備等に係る公庫資金等の金利負担について利子助成。 林業経営改善計画等の認定を受けた林業者等の森林の取得、木材の加工・流通施設の導入等に対する融資の利子助成を行うことにより、森林施業の集約化と木材の加工・流通構造の改革を通じ、地域材の利用促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0243
(12) 次世代林業基盤づくり交付金 (平成25年度) (主、関連：29-12,17,18)	1,942 (1,698)	2,744 (2,621)	5,378 (5,286)	6,991	(1)-(7) (2)-(7) (2)-(7) (2)-(7) (2)-(7)	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の促進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を図ることで、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進、山地災害等の防止、森林病害虫等の被害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0244
(13) 木材加工施設導入利子助成支援事業 (平成25年度) (主、関連29-12)	10 (0.8)	5 (0.8)	4 (0.9)	5	(1)-(7)	木材製品の付加価値化を図るための設備導入に必要な資金の借入に対する利子助成。 国内資源に立脚した木材の需要動向に即応できる体制を構築するため、品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給し得る能力を持った工場への転換を推進し、国産材の一層の利用拡大を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0245

(14)	新たな木材需要創出総合プロジェクト (平成27年度) (主、関連：29-12,17)	-	1,581 (1,554)	3,154 (3,128)	1,152	(1)-(ア) (2)-(ア) (2)-(イ) (2)-(ウ) (2)-(エ)	新たな製品・技術の開発・普及の加速化や地域材利用促進、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築、森林認証・認証材の普及促進に対して支援。 本支援を通じ、新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野で木材利用の拡大と地域材の安定的・効率的な要求体制を構築することにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0248
(15)	森林総合監理士等技術者活動支援事業 (平成29年度) (関連：29-17,18)	-	-	-	21	(1)-(ア)	地域における長期的な森林づくりのマスタープランである市町村森林整備計画を作成し、その実現に向けて市町村や森林所有者等を指導・支援する森林総合監理士の技術的知見の向上を図るため継続教育等を実施。 本事業は、地域の森林づくりの牽引者となる森林総合監理士の技術の向上とともに情報の共有化によって技術者の能力向上や育成が図れることにより、森林・林業の再生に必要な人材の育成・確保に寄与する。	0239
(16)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税：措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<>	(1)-(ア)	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(17)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の特例[所得税・法人税：措法第33条2] (昭和26年度)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<>	(1)-(ア)	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(18)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税：措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<>	(1)-(ア)	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(19)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 [所得税：措法第64条の2、第68条の71] (昭和26年度)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<>	(1)-(ア)	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(20)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 [登録免許税：措法第78条] (昭和48年度)	<1> (<<>)	<1> (<<>)	<0>	<0.4>	(1)-(ア)	農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 基金協会等の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を行う農業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(21)	軽油取引税の課税免除の特例 [軽油引取税：地税法附則第12条の2の7] (平成21年)	<4,555> (<3,596>)	<5,460> (<3,825>)	<4,063>	<4,301>	(1)-(ア)	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油取引税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(22)	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置 [事業所税：地税法第701条の41第1項第8号] (昭和50年)	<342> (<313>)	<342> (<305>)	<309>	<309>	(1)-(ア)	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(23)	グリーン投資減税 (木質バイオマス発電設備・木質バイオマス熱供給装置) [所得税・法人税：措法第10条の2の2、第42条の5、第68条の10] (平成28年度)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<> (<<>)	<<>	(2)-(イ)	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限る。)が適用される。 本支援措置により、木質バイオマスエネルギーの利用拡大を図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]				10,891 <19,179の内数>	8,943 <19,560の内数>			
政策の執行額[百万円]				10,610 <18,727の内数>				

(注1)「予算額計」欄及び「29年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考:移替予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			29年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成29年行政事業レ ビュー 事業番号
	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 安全な木材製品等流通影響調査・ 検証事業 (平成29年度)	105 (105)	105 (105)	101 (101)	-	-	製材工場等での原木の受け入れから木材製品等の出荷までの工程を対象とし、木材製品や作業環境などの放射性物質の継続調査・分析、川上から川下までの木材製品等の流通調査・分析、県内の原木市場や製材工場等への放射性物質測定装置の導入等を支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0100
(2) 【参考:復興庁より】 災害復旧林業信用保証事業 (平成24年度)	155 (155)	57 (57)	57 (57)	-	-	被災林業者等が自らの事業を復旧・復興していくためには、施設の再建や新たな事業用の資材の調達などに必要な資金融通の円滑化が必要であるため、被災林業者等による復旧・復興事業に係る保証料の助成や、被災林業者等の事業の再建が困難となり独立行政法人農林漁業信用基金による代位弁済が行われることに伴う、保証利用者への負担が増加しないよう代位弁済費の補てんを実施する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0112
(3) 【参考:復興庁より】 放射性物質被害林産物処理支援 事業 (平成25年度)	452 (433)	422 (338)	386 (315)	-	-	地域林産物の流通安定化を図るため、製材工場等に滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用、一時保管費用等、製材工場等が負担する経費を一時的に立替支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0113

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標	指標(ア)	把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材供給量を集計し、達成状況を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値) ÷ (当該年度目標値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標	指標(ア)	把握の方法	国土交通省「建設着工統計」をもとに達成状況を把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値) ÷ (当該年度目標値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より利用量を集計し、達成状況を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値) ÷ (当該年度目標値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	指標(ウ)	把握の方法	登録実施機関の情報により把握	
		達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値) ÷ (当該年度目標値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	
目標	指標(ア)	把握の方法	農林水産統計調査又はアンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握。	
		達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値) ÷ (当該年度目標値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	

2. 用語解説

注1	低層の公共建築物	低層とは、3階以下の建築物をいう。なお、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)等においては、積極的に木造化を推進する低層の公共建築物として、学校、老人ホームなどの社会福祉施設、病院又は診療所、体育館などの運動施設、図書館などの社会教育施設、駅その他待合所及び及び高速道路の休憩所を定めている。
注2	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる登録された木材関連事業者。
注3	木づかい運動	平成17年度から、広く一般消費者を対象に木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として実施。